

第6

多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】

1 健康危機の脅威から都民を守る体制の強化を進めます

～健康危機管理センター（仮称）の整備など～

新型インフルエンザなどの新興感染症の脅威や青少年を中心とした違法（脱法）ドラッグの乱用、食の安全の危機など、様々な健康危機から都民の生命と健康を守るため、健康危機管理の技術的拠点として、健康危機管理センター（仮称）を整備します。

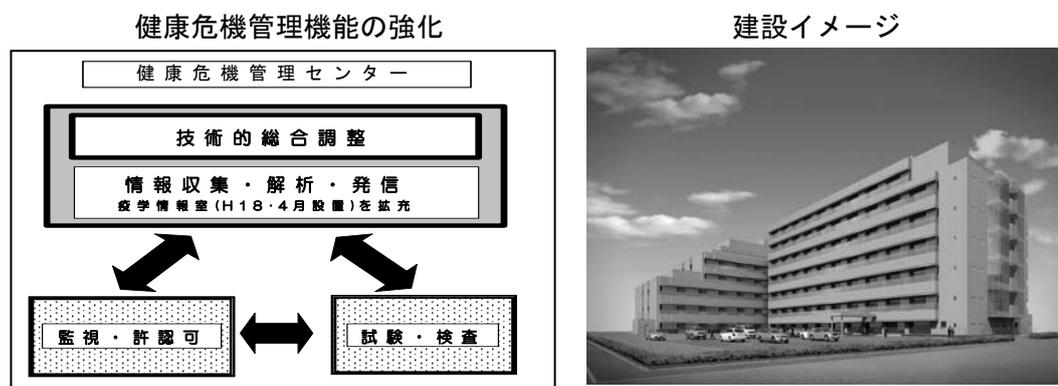
また、海外情報の収集・分析や、アジア大都市との感染症に係る共同調査研究や海外派遣研修により、試験検査法の開発・改良やノウハウの蓄積、専門職の資質向上を図ります。

主な事業展開

① 健康危機管理センター（仮称）の整備 1,285 百万円

- 健康危機発生時に迅速かつ機動的に対応する技術的拠点、健康被害情報の収集・分析・発信拠点及び健康危機管理を未然に防止するための調査研究、試験検査、監視指導を一体的に行う拠点として、都民の健康を守る体制・機能を強化します。
- 危険度の高い感染症や動物由来感染症の発生に備えた施設を整備するとともに、非常時には24時間検査体制をとるなど、健康危機管理拠点としての機能を強化します。

[平成21年度着工、平成24年度開設予定]



② アジア大都市との共同調査研究及び海外派遣研修の実施 28 百万円

- アジア大都市感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で調査研究し、各都市の対策に活用します。
- 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

③ 食の監視・検査体制の充実強化（再掲 P74） 134 百万円

- 海外情報の常時収集・分析と先行的な調査を充実し、国内流入のおそれのある有害物質等の把握と、これに対応した試験検査法を開発します。

2 新型インフルエンザ対策を強化します

～新型インフルエンザ発生を踏まえた対策の強化～

都は新型インフルエンザ発生当初より、関係機関との緊密な連携、流行状況の迅速な把握などにより、的確に対応しており、引き続き、医療提供体制の整備、医療に必要な物資の確保や、サーベイランス体制（感染症の発生動向を常時監視し把握する仕組み）の強化などに着実に取り組んでいきます。

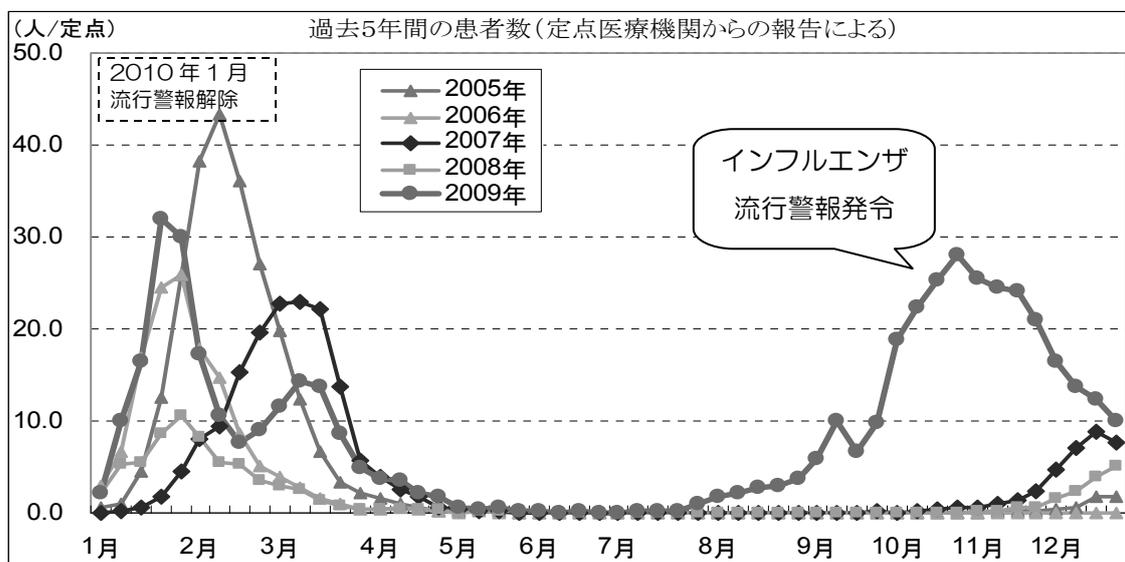
主な事業展開

●● 新型インフルエンザ対策

11,017 百万円

都はこれまで、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル計 302.8 万人分・リレンザ計 302 万人分）及び防護具（計 340 万セット）の備蓄や、サーベイランス体制の充実、地域医療体制の確保などの取組を進めています。

現在、新型インフルエンザの発生状況を踏まえた、医療提供体制の強化や適切な情報発信に努めていますが、今後は、より感染力や病原性の強い新型インフルエンザの発生にも備えた保健医療体制を整備していきます。



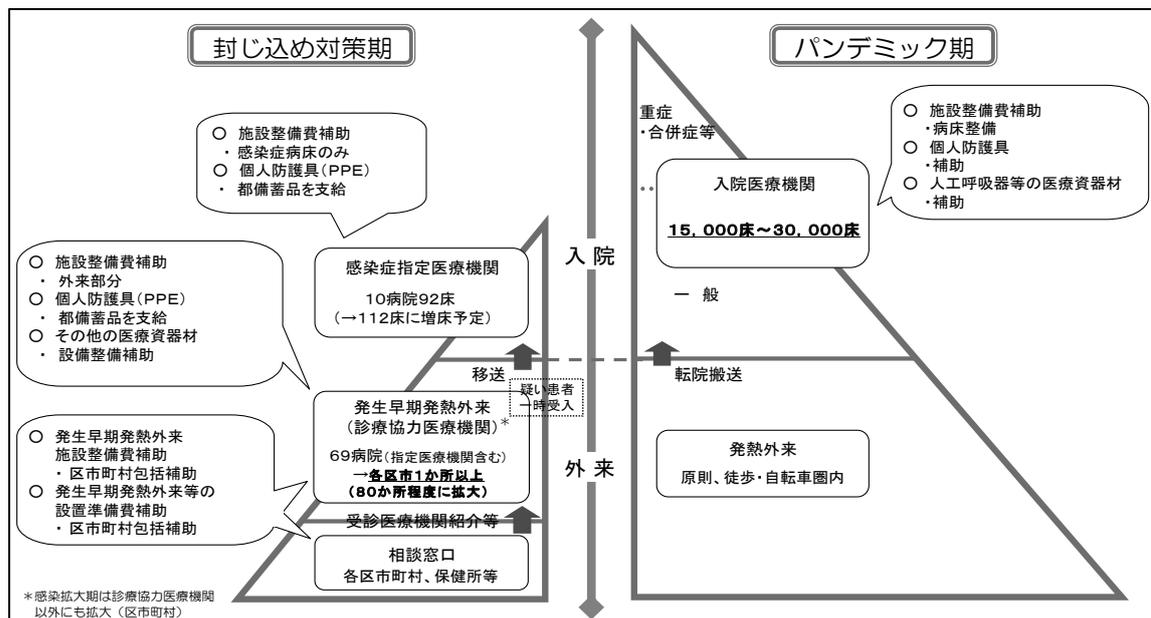
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄 4,024 百万円
平成 22 年度までに、「タミフル」、「リレンザ」について、それぞれ都人口の 30% 分、合計で 60% 分（770 万人分）を備蓄します。
※ なお、新たな抗インフルエンザウイルス薬の開発状況に応じ、備蓄計画は適宜見直します。
- ・ 医療物資の確保 1,785 百万円
患者と濃厚に接触する医療従事者・防疫業務従事者の感染を防ぐための防護具を 480 万セット備蓄します。

- 地域医療体制の強化 62 百万円
 区内 10 か所のブロックにおいて、感染症指定医療機関を中心とした保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関による地域医療体制の強化を図ります。

地域医療体制の強化



- 疑い患者等一時受入医療機関確保事業（再掲 P72） 16 百万円
 確定診断が出るまでの間、疑い患者が待機する医療機関を確保することにより、入院医療機関の医療機能を維持し、感染症医療体制の強化を図ります。
- 医療機関の確保及び施設・設備整備の促進 3,235 百万円 包括補助
 今後の大流行や、より感染力や病原性の強い新型インフルエンザの発生が危惧されるなか、多数の重症患者の発生も想定し、入院医療を担う医療機関を確保するため、施設の整備や防護具・人工呼吸器などの医療資器材等の確保に要する経費を補助します。また、各区市町村において外来医療を担う発熱外来の確保を支援するため、その整備に要する経費を補助します。



- 普及啓発活動の強化 43 百万円
 新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、車内
 広告やリーフレット配布等により、効果的に情報発信を行っていきます。

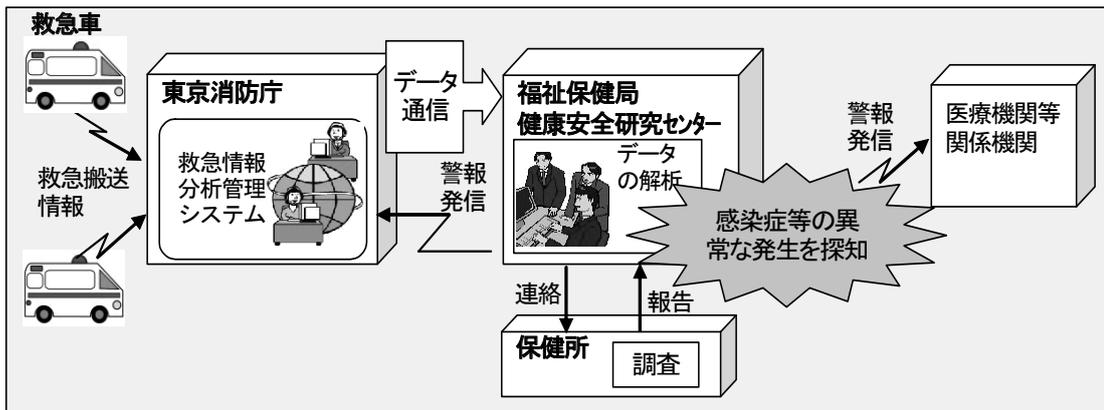
- 基礎研究の推進 254 百万円
 財団法人東京都医学研究機構において、迅速診断法や予防法・治療法の確立に向け
 た基礎研究を推進します。

㊦ 救急搬送サーベイランスの実施 3 百万円

- 東京消防庁の救急情報分析管理システムと福祉保健局（健康安全研究センター）とを専用回線で結び、救急搬送時の症状等の情報を迅速に収集・解析します。
- 解析結果を受けて、迅速に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づく保健所による調査等を実施することにより、感染症等の異常な発生をいち早く探知し、警報を発信して、被害を最小限に食い止める体制を構築します。

[平成 19 年度からモデル地区 2 か所を実施。平成 22 年度から全都展開予定]

救急搬送サーベイランスの仕組み



3 感染症の拡大防止に取り組みます

～総合的なエイズ・結核対策の実施～

若い世代を中心とした感染の拡大に対して、予防啓発と検査相談体制を充実するなど総合的なエイズ対策を推進していきます。

また、限られた資源を有効に活用し、効果的に感染拡大を防止する結核医療体制を確保します。

主な事業展開

④ エイズ啓発拠点事業の充実 42 百万円

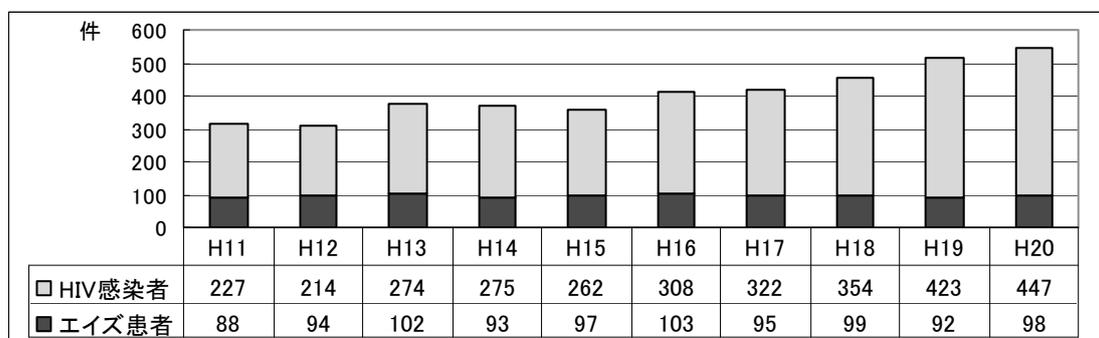
- ・ 繁華街に集まる若者をターゲットとして、エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」*を核に、若者・NPO 団体等との連携の強化などにより、効果的な予防啓発活動を進めます。

* エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」：平成 19 年度から池袋保健所内に常設。ワークショップ（勉強会）やアウトリーチ（街頭啓発活動）など、若者の自発性と発想を活かした取組を行っている。

④ 多摩地域の検査・相談体制の充実 37 百万円

- ・ 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、多摩地域で毎週土曜日に HIV 即日（迅速）検査を実施しています。

東京都の HIV 感染者及びエイズ患者新規報告数の年次推移



④ 結核地域医療ネットワーク推進事業 18 百万円

- ・ 地域連携パスノート*を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、医療機関と保健所が一体となった治療体制を確立します。

*地域連携パスノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール

④ 疑い患者等一時受入医療機関確保事業（再掲 P70） 16 百万円

- ・ 確定診断が出るまでの間、疑い患者が待機する医療機関を確保することにより、入院医療機関の医療機能を維持し、感染症医療体制の強化を図ります。

4 生活環境に起因する健康被害から都民を守ります

～大気汚染医療費助成と花粉症対策の実施～

東京大気汚染訴訟の和解を受け、従来からの18歳未満に加えて、18歳以上の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した大気汚染医療費助成制度について、円滑な運用を図っていきます。

また、平成18年度から計画的に取り組んできた花粉症対策を着実に進めます。

主な事業展開

○ 大気汚染医療費助成の実施 4,214百万円

- 平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解成立を受け、平成20年8月から全年齢の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した医療費助成制度について、円滑な運用を図っていきます。

区分	現行制度	(参考) 旧制度
事業開始	平成20年8月	昭和47年10月(～平成20年7月)
対象疾病 及び 対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> 気管支ぜん息及び続発症(全年齢) 18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及び各疾患の続発症 	<ul style="list-style-type: none"> 気管支ぜん息 慢性気管支炎 ぜん息性気管支炎 肺気腫 上記各疾患の続発症 } 18歳未満
対象者	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者 医療保険各法の適用がある者 ※ ただし、喫煙者は対象外	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する者 医療保険各法の適用がある者
対象地域	都内全域	同左
助成内容	健康保険等適用後の医療費の自己負担分	同左
自己負担	入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額(療養病床の場合)	入院時の食事療養標準負担額
備考	施行から5年後に検証の上、見直しを実施	

○ 花粉症対策の推進 18百万円

- 花粉自動測定予報システムを運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。

また、花粉症患者が利用しやすい根本的な治療方法である舌下減感作療法*について、21年度に公表した臨床研究の成果を踏まえ、実用化の促進に向けた取組を行います。

* 舌下減感作(げっかげんかんさ)療法: 花粉症の根本的な治療法の一つで、舌下から花粉エキスを吸収し、花粉症の症状が出ないように体質を改善させる方法



5 食品の安全・安心確保対策を一層充実します

～ 食品の監視・検査体制と情報発信機能等を充実・強化 ～

食品への有害物質等の混入などによる健康被害発生の未然・拡大防止及び偽装表示に対応するため、監視・検査体制と情報提供機能を充実・強化するとともに、事業者の自主的な取組を促進し、食の安全と、食に対する都民の安心を確保します。

主な事業展開

- | | |
|---|----------------|
| ㊦ 食の安全・安心確保緊急対策 | 200 百万円 |
| ・ 食の監視・検査体制の充実強化（再掲 P68） | 134 百万円 |
| 海外情報の常時収集・分析と先行的な調査を充実し、国内流入の恐れのある有害物質等の把握と、これに対応した試験検査法を開発することなどにより、新たな違反事例等に対する監視・検査体制を強化します。 | |
| ・ 食品表示適正化対策の強化 | 5 百万円 |
| 食品の産地や原材料などの偽装表示に的確に対応するため、DNA検査など科学的検証を行い、食品の適正表示を推進します。 | |
| ・ 事業者の法令順守・都民の食への信頼回復 | 55 百万円 |
| 事業者の安全推進体制づくりを支援するとともに、食の信頼回復へ向けた効果的な情報提供を行います。 | |
| ・ 食による危害発生未然防止に向けた取組 | 6 百万円 |
| 食肉の生食等による食中毒予防に向けた普及啓発を行います。 | |
|
 | |
| ㊦ 食品衛生自主管理認証制度の普及促進 | 1 百万円 |
| ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」を普及することにより、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。 | |
|
 | |
| ㊦ 総合的な食物アレルギー対策の推進 | 31 百万円 |
| ・ アレルギー表示に係る検査体制を整備するとともに、アレルゲンの食品への混入を防ぐための技術指導を行うなど、事業者の取組を支援します。 | |
| ・ 食物アレルギーを持つ子どもの日常生活管理・緊急（アナフィラキシーショック*）時対応をまとめたガイドブックを活用し、保育所や学校等の関係者に、正しい知識の一層の普及啓発を進めます。 | |
| * アナフィラキシーショック：アレルギー反応により、血圧低下や意識障害など急激な症状悪化を起こすこと。 | |